

制度の枠組みに係る試案の提示について

1. 前回の議論の整理

- 前回(7月12日)のチーム医療推進会議では、以下の論点について議論が行われた。
 - 論点①: 特定の医行為について、①-A案(法令上位置付ける)と①-B案(診療の補助に含まれることをガイドライン等で明確化する)を基に議論。
 - 論点②: 看護師の能力認証に国がどこまで関与するかについて、②-A案(骨子案)と②-B案(民間認証案)を基に議論。
- 委員からは、それぞれの案について問題点が指摘された一方で、「特定の医行為を法令上位置付けることが必要」「能力認証について、何らかの国の関与は必要」との意見が多数であった。
- 座長から、この議論を踏まえ、より具体的な論点の取りまとめと具体的な枠組みの提示が必要である旨の議事整理が行われ、今回、更に「試案」を提示するもの。

2. 試案の位置付け

①-A案: 特定の医行為を法令上位置付ける。
 ②-A案(骨子案): 国が能力認証を行う(国の指定する機関が試験等を行う)

(試案)

①特定の医行為を法令上位置付ける(①-A案と同様)
 ②国が定めた基準に基づき研修機関を指定し、研修修了者を看護師籍に登録する

①-B案: 特定の医行為が診療の補助に含まれることを明確化(法令上位置付けない)
 ②-B案(民間認証案): 関係団体、関係学会等が自律的に能力認証を行う(国は法的には関与しない)

強

国の法的関与の程度

弱